

令和7年蘭越町議会第4回定例会会議録

○開会及び閉会

令和7年12月9日

開 会 午前10時00分

閉 会 午後 1時31分

○出席及び欠席議員の氏名

出席（10名）	1番	佐々木雄三	2番	北山	正一
	3番	淀谷 融	5番	金安	英照
	6番	向山 博	7番	難波	修二
	8番	赤石 勝子	9番	柳谷	要
	10番	永井 浩	11番	熊谷	雅幸

欠席（ 0名）

○会議録署名議員

6番 向山 博 7番 難波 修二

○説明のために出席した者の職氏名

町 長	金 秀行	副町長	小林 俊也
教育長	渡邊 貢	総務課長	梅本 聖孝
税務課長	名越 義博	住民福祉課長	福原 明美
健康推進課長	谷口 敦哉	農林水産課長	田縁 幸哉
建設課長	北山 誠一	商工労働観光課長	水上 昭広
総務課参事	亀山 亨	教育次長	今野 満
代表監査委員	天水さとい		

○職務のため出席した事務局職員

事務局長 津村 智之 書記 及川 拓真

○議事日程

日程第1 議案第1号 蘭越町長等の給与に関する条例等の一部を改正する条例

日程第2 議案第2号 蘭越町職員の給与に関する条例の一部

		を改正する条例
日程第3	議案第3号	蘭越町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
日程第4	議案第4号	蘭越町職員等の旅費に関する条例
日程第5	議案第5号	蘭越町特産品開発事業特別会計条例等を廃止する条例
日程第6	議案第6号	後志南部地区地域資源循環管理施設（土壌改良資材製造施設）の指定管理者の指定について
日程第7	議案第7号	令和7年度蘭越町一般会計補正予算（第7号）
日程第8	議案第8号	令和7年度蘭越町地域振興事業特別会計補正予算（第1号）
日程第9	議案第9号	令和7年度蘭越町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
日程第10	議案第10号	令和7年度蘭越町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
日程第11	議案第11号	令和7年度蘭越町温泉旅館幽泉閣事業特別会計補正予算（第2号）
日程第12	議案第12号	令和7年度蘭越町特産品開発事業特別会計補正予算（第1号）
日程第13	議案第13号	令和7年度蘭越町簡易水道事業会計補正予算（第1号）
日程第14	議案第14号	令和7年度蘭越町農業集落排水事業会計補正予算（第2号）
日程第15	報告第1号	例月出納検査結果報告
日程第16	承認第1号	閉会中の継続調査申出書（議会運営委員会）

○議長（熊谷雅幸） おはようございます。

ただいまの出席議員は10名であります。

ただちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付しておりますので御了承願います。

---

○議長（熊谷雅幸） 日程第1、議案第1号蘭越町長等の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

梅本総務課長。

○総務課長（梅本聖孝） ただいま上程されました、議案第1号蘭越町長等の給与に関する条例等の一部を改正する条例について、御説明いたします。

今回の改正は、令和7年度人事院勧告による期末手当0.05か月分の引上げ、また先般、11月6日に開催されました特別職報酬等審議会においての改定の答申を踏まえまして、特別職及び議会議員の給料、報酬、期末手当ほかについて条例の一部を改正するものでございます。

それでは、参考資料1、新旧対照表を御覧ください。

改正箇所は、アンダーラインを引いております。1ページです。

はじめに、第1条蘭越町長等の給与に関する条例の一部改正です。

第4条第2項中、100分の230を100分の232.5に改めるものです。

附則といたしまして、この規定は令和7年12月1日から適用することとしますが、令和7年12月については100分の235とすることを定めるほか、2ページにいきまして、支給済みの期末手当は、改正後の条例による支給の内払いとみなすことを定めるものです。

次に、第2条、同じく蘭越町長等の給与に関する条例の一部改正です。

特別職の就任、退職時の日割り計算についての規定を詳細に定めるものでございます。

次に、4ページです。第3条の蘭越町長等の給与に関する条例の一部改正で、町長の給料月額を72万円、副町長の給料月額を61万円と改めるものです。

附則といたしまして、給料の改定については令和8年4月1日から施行するものです。

第4条です。蘭越町教育委員会の教育長の給与及び勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正です。

第3条第3項中、教育長の期末手当について100分の230を100分の232.5に改めるものです。

附則といたしまして、5ページにいきます。この規定は、令和7年12月1日から適用することといたしますが、令和7年12月については100分の235とすることを定めるほか、支給済みの期末手当については、改正後の条例による支給の内払いとみなすことを定めるものです。6ページです。

第5条蘭越町教育委員会の教育長の給与及び勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正で、教育長の就任、退職時の日割計算の規定を詳細に定めるものでございます。7ページです。

第6条の蘭越町教育委員会の教育長の給与及び勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正で、教育長の給料月額を56万円と改めるものです。

附則といたしまして、給料の改定については令和8年4月1日から施行するものです。8ページです。

第7条で特別職の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正で、各種委員の報酬を改定するものです。

教育委員が年額29万6,000円を31万円に、代表監査委員が41万8,000円を43万2,000円に、議員選出監査委員が30万7,000円を31万8,000円に、農業委員会会長が41万8,000円を43万2,000円に、会長代理が33万2,000円を34万3,000円に、農業委員が30万1,000円を31万1,000円に。

以下、日額で、選挙管理委員会委員長、固定資産評価審査委員会委員長が9,000円が1万円に、選挙管理委員会委員、固定資産評価審査委員は8,000円が9,000円に、9ページにいきまして、附属機関、10ページにいきまして、学校運営協議会委員、花一会図書館運営協議会委員の委員長、会長が8,500円が9,500円に、委員が7,500円が8,500円に、それぞれ改めるものでございます。

附則といたしまして、これらの改定については令和8年4月1日から施行します。

続いて、8条です。蘭越町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正です。11ページにいきまして、第4条第2項

中、議会議員の期末手当について100分の230を100分の232.5に改めるものです。

附則といたしまして、この規定は令和7年12月1日から適用することとしますが、令和7年12月につきましては100分の235とすることを定めるほか、支給済みの期末手当は、改正後の条例による支給の内払いとみなすことを定めるものです。12ページです。

第9条で、蘭越町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正で、議会議員の報酬を改訂するものです。議長が月額26万7,000円を28万円に、副議長が21万円を22万円に、常任委員長、議会運営委員長が19万円が20万円に、議員が17万7,000円が18万7,000円にそれぞれ改めます。

附則といたしまして、これらの改定については令和8年4月1日から施行するものです。

以上で説明を終わります。よろしく御審議をいただきますよう、お願いいたします。

○議長（熊谷雅幸） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第1号蘭越町長等の給与に関する条例等の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（熊谷雅幸） 日程第2、議案第2号蘭越町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

梅本総務課長。

○総務課長（梅本聖孝） ただいま上程されました、議案第2号蘭越町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきまして、御説明申し上げます。

今回の改正は、令和7年度人事院勧告の内容を踏まえ、職員の給料月額及び期末勤勉手当の支給率並びに通勤手当等の改正により、本条例につきまして、所要の改正が必要となることから条例の一部改正をお願いするものです。

それでは、参考資料2、新旧対照表を御覧ください。

改正箇所はアンダーラインを引いております。

第1条として、第13条第2項で定める通勤手当を、自動車その他交通用具による通勤距離が10km以上15km未満の場合は7,100円から7,300円に、以下、2ページです。60km以上まで御覧の内容に改正するものです。

第19条、宿日直手当については、4,400円を4,700円に、常直的な宿直については、上限について2万2,000円を2万3,500円に改めるものでございます。

23条です。期末手当の支給率につきまして、100分の0.25を増とし、令和7年度において、6月は支給済みの100分の125、12月を100分の127.5に、定年前再任用短時間勤務職員も12月分を100分の72.5に改めます。

第24条です。勤勉手当の支給率について、同じく100分の0.25か月増とし、令和7年度において6月を支給済みの100分の105、12月を4ページにいきまして、100分の107.5に、定年前再任用短時間勤務職員も、12月を100分の52.5と改めるものでございます。

次に、別表第1、第4条関係の給料表です。4ページから9ページまで、左の表から右の表のアンダーラインのとおり金額を改正するものでございます。平均改定率は1級職の係員等一般職で月額1万1,000円、4.

71%の増。6級職の管理職課長級で1万1,400円、2.88%の増となっております。俸給表月額全体で約3.29%の引き上げとなっており、若年層に重点を置きつつ、全ての職員を対象に俸給表の引き上げ改定を行っております。

附則といたしまして、ここまでの改定については令和7年4月1日から適用するもので、支給済みの給与は、改正後の条例による給与の支給の内払いとみなすものでございます。10ページを御覧願います。

第2条で、令和8年4月1日施行分の改正です。

第13条、通勤手当の上限を6万6,400円と定め、区分を規則制定事項とされたことから、条例から削除いたします。現状、通勤距離が60キロを超えると、定額になる規定となっておりますが、今後、規則において100キロまでの区分を設けて、金額を定めてまいります。12ページです。

第23条、期末手当の支給率について、令和8年度において、6月、12月とも100分の126.25に、定年前再任用短時間勤務職員も、100分の71.25に改めるものです。

第24条、勤勉手当の支給率について、6月、12月とも100分の106.25に、定年前再任用短時間勤務職員も、13ページ、100分の51.25と改めるものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議をいただきますようお願いいたします。

○議長（熊谷雅幸） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第2号蘭越町職員の給与に関する条例の一部を改正す

る条例を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

---

○議長(熊谷雅幸) 日程第3、議案第3号蘭越町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

梅本総務課長。

○総務課長(梅本聖孝) ただいま上程されました、議案第3号蘭越町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、御説明申し上げます。

今回の改正につきましては、令和7年度人事院勧告の内容を踏まえた職員の俸給月額を引き上げに伴い、会計年度任用職員の給料表の改正が必要となることから、条例の一部改正をお願いするものでございます。

それでは、参考資料の3、新旧対照表を御覧ください。

改正箇所はアンダーラインを引いております。

第28条の2です。第1項は給与改定による取り扱いについては、職員の給与月額の例によることを定め、ただし、第2項は通勤手当と宿日直手当について、第3項は退職した者については、改訂があっても遡及しないことを定めています。

第4項はこれらの規定で措置しきれない不適當があった場合は、別に取り扱いをすることを認めることとし、第5項は第2項同様、パートタイム会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償についても遡及しない旨を定めるものです。

続いて、別表第1の給料表でございます。3ページです。

左の表の各号俸及び各職務の級に定める給料月額を右の表のとおり5ページにかけて改めるもので、月額平均で3.93%、1万200円の引上げとなっております。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行し、令和7年4月

1日から適用するものです。6ページにいけます。

第2項は、経過措置の規定で改正前の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規定による給与の内払いとみなす規定でございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議をいただきますよう、お願いいたします。

○議長（熊谷雅幸） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

3番 淀谷議員。

○3番（淀谷融） 会計年度任用職員の給与改定の部分でちょっとお聞きしたいんですけども、給与表の部分で、一般職の1号俸と1級と2級とそこの上げ幅というかを見た場合に、会計年度任用職員の分、一般職から見ると、1号俸から会計年度任用職員の部分に5号俸の部分について、5号俸ずつアップされてきてると思うんですけども、ここに照らし合わせたら、ところが、職員、会計任用職員の6号俸から8号俸までが今度、一般職から比べ3号俸ずつのアップ、何て言うのかな。上げ幅が縮んで、何て言うか、なってるということが、ちょっと見たらあるんですね。それで、9号俸の23万6,700円っていうのは一般職の部分に比べたら、金額ちょっと見えなかったんですけども、ここの幅の縮めたっていう経過というか、教えていただきたいんですけども、2級のほうは、一般職の給与の5号俸ずつということとランク付けされてるんですけども、ここの8号から会計年度職員の6号俸から8号俸まで3号俸ずつ上がってるんですけども、9号俸の部分については、この一般職に比べて、どこに比べたらないんですよ。どこ、町独自でここの金額入れてると思うんですけども、そのへんの何て言うかな。つけた、この金額をつけた理由というか、そのへんちょっと教えていただきたい。

先ほどの部分では3.9%ずつ上がったということはあるんですけど、そこの一般職と任用職員の分の号俸がちょっと違ってる部分があって、2級については全部5号俸ずつ合わせていってるんですけども、ここの6号から11号、10号までかな。そのへんのちょっと変わっている原因というか、そのへんをちょっと教えていただき

たいんですけども。

○議長（熊谷雅幸） 梅本総務課長。

○総務課長（梅本聖孝） 今回の号俸の、号俸の幅の件でございました。

一般職と比較すると、本来であれば一般職につきましては1年間で4号俸昇給するという、そういう前提の中で組まれているわけですけども、会計年度任用職員につきましてはそういう昇給をさせてないということもありまして、一定の格付けする際に採用されたときなり、成績昇給させるときにですね、その号俸にあてるという運用の仕方をしております。

その中で、金額を従来幅で持ってたというところを、単純に今回の人事院勧告の中で昇給させたということでございますので、今回その幅を変えたという、そういう趣旨は持っていなかったつもりで、持っていないところでございますので御理解いただきたいと思えます。

○議長（熊谷雅幸） 3番淀谷議員。

○3番（淀谷融） このつくるときにですね、一般職の部分をそのままスライドして、その3号俸とかそのずつに上げてくるのかなと思ってたんでね、今言ったその部分で、5号、4号俸ずつ上がってきたというふうになってんだけども、どうもその6号から1級の、6号からそれが3号縮まったっていう、それは前からそういう給与表になってたという、今回ちょっと見たらそうなったんで、そのへんをちょっと確認したかったんで、それで2級の場合は全部、その一般職と4号ずつこう揃ってるんですけども、1級だけが違うということであるんで、それが何て言うのかな。採用時点のこういうあれで、町独自として査定してつけてきてたのかなという、そのへんちょっともう一度。

○議長（熊谷雅幸） 梅本総務課長。

○総務課長（梅本聖孝） すいません。ちょっと過去の経過は把握してないんですけれども、何らかのその基準というのをやっぱり作らなきゃいけないということで、この表を作った経過はあるかと思うんですが、本来であれば職員と同じ表を使ってですね、その位置づけするのが考え方としては一つあるかと思うんですけれども、現状の中では過去の経過もあって、ある程度の幅で設定しているというやり方をしておりますので、本来であれば職員同様に定期昇給させるっていうのも考え方としてはあるかと思うんですけれども、現状の中ではそういう運用していないということで、各職員の職務の内容等に基づいて格付けをしているというやり方をしておりますので、運用の中でそういう設定をしていきたいというふうに考えておりますので御理解をいただきたいと思います。

○議長（熊谷雅幸） 3番淀谷議員。

○3番（淀谷融） わかりました。

それは過去の経過はわからない、できれば改善して、その一般職と並べてやっていったほうがすごくスムーズでわかるっていう、この部分はわからないとどういう率で上がった、ここの幅が違ってきたのかってちょっとわからない。だから、ここの一般職と整合性をしたほうがよろしいんじゃないのかなというふうに思います。

それともう一つ、今回、これ、今回の人勧の基づいてアップされてるんですけども、その中で会計年度任用職員、去年から勤勉手当が出てきたんですけども、その中で、今回、この条例に出てないんですけども、手当の部分、期末勤勉手当の部分が改正、今回0.05%、月上がっていると。そのへんがやはり給与上がったんだから、やはり任用職員に対してても、やはりその部分の分を手当としてあげる、加算してあげるべきだなと思うんですよ。

それで、どうしても今、実際に会計年度任用職員っていうのは、基本的に職員の半分以上っていうかの人がおられると、かなりその職場の、今、職員が休んでるところにそういうふうに補充されて、かなりのお仕事してると思うんですよね。やはりそういう部分にあれば、そういうところ、ある程度の勤勉手当というのは、勤務成績とか業績が評価されてある、そのへんで差がついてくると思うんです。や

はりそういうことをすれば、そういう会計年度職員でもスキルアップになって頑張っていこうという気になると思うんですよね。やっぱり、そういうへんをやって加算して計算をやっていただけないかなということがあります。こういう会計年度職員というのは職員組合もないし、何もこう訴えるところがないと、やはりそういうところの人たち一生懸命やってる方の部分で、やはりそのへんをこれからこれは無理と思うんですが、検討していただきたいと思うんですが、どうでしょうか。

○議長（熊谷雅幸） 梅本総務課長。

○総務課長（梅本聖孝） 会計年度任用職員の期末勤勉手当の件、御意見をいただきました。

議員おっしゃるとおり、全くそのとおりだと思います。本来であれば、規定どおり、他の国に準拠でやるべきだというのは御意見としてはあるというふうに思ってますし、私達もできればそういうふうに向かっていきたいという気持ちは重々ありまして、その点は総合的に判断してですね、考えていかなければならないというふうに考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（熊谷雅幸） よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第3号蘭越町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

---

○議長(熊谷雅幸) 日程第4、議案第4号蘭越町職員等の旅費に関する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

梅本総務課長。

○総務課長(梅本聖孝) ただいま上程されました、議案第4号蘭越町職員等の旅費に関する条例について、御説明いたします。

国家公務員等の旅費に関する法律が改正されたことから、本町におきましても国との均衡を図る観点から同法に準じた条例の改正をお願いするものでございます。

今回の法律改正は、デジタル化の進展、旅行商品や販売方法の多様化交通機関、料金体系の多様化、宿泊料金の変動などのほか、事務負担の軽減を図るため、規定の簡素化、支給対象の見直しを行うことで、適正な支出の確保を図ることが大きな目的とされております。

最初に、参考資料4、1枚目の条例全部改正概要から説明いたします。

1点目です。日当の制度が廃止されます。日帰り出張に係る日当も廃止となり、宿泊を伴う出張に当たっては、政令で定める1夜あたり2,400円を支給する宿泊手当が創設されます。また、文言も車賃をその他交通費に、宿泊料を宿泊費に、移転料、着後手当、扶養親族移転料、支度料、旅行雑費をそれぞれ転居費、着後滞在費、家族移転費、渡航雑費と変更するものです。

2点目でございます。

旅費、特に宿泊費は上限付き実費支給とするものです。従来、道内外で定額を定めていた宿泊費ですが、都道府県ごとに上限を定める国の規定をもとに領収書に基づき実費として支給することといたします。

3番目は包括宿泊費として、例えば、航空運賃と宿泊料金がセットになった商品を利用して出張する場合も、領収書を提出することで実費として旅費を支給するものです。

4点目は旅行代理店への直接払いが可能になります。例えば、パック旅行商品などを旅行会社から購入した場合など、直接町から旅行業者に

支払いができるようになります。

5点目は車賃をその他交通費として従来の条例同様、継続措置をいたします。

国の制度にはその車賃に相当する制度がございませんけれども、地域柄、公共交通機関がなく自家用車で移動するケースも想定されることから、この制度に関しては継続して制定するものです。

2枚目にいきます。

今回の改正により、職員以外にも町の依頼により証人、鑑定人、参考人、通訳などにも旅費を支給できるようになることから、条例名を蘭越町職員等と改めます。

2点目、旅費という言葉は常勤の職員と証人、鑑定人、参考人等に使用することとし、特別職非常勤職員である委員等については、費用弁償と表現をいたします。

3点目、委員等の費用弁償は、職員の旅費の例によることとします。このことから、従来の日当や宿泊料を関連条例において定めている規定については削除をし、新条例の例によることを規定します。

4点目は独自に旅費規定をもつ教育長と証人等の旅費についても、定めのない部分については新条例に定めることとするものです。

以上、影響する条例の改正について、5番目に列記しております。

それでは、条例案を御覧ください。

第1条は目的です。後段、職員等に対し支給する旅費について、諸般の基準を定め、公務の円滑な運営に資するとともに、町費の適正な支出を図ることを目的としております。

第2条は用語の定義で、内国旅行、外国旅行、ほかそれぞれ、定義しております。2ページ、下段です。

第3条は旅費の支給根拠、第2項以降でその支給対象者の範囲を定めております。4ページです。

第4条、職員等に対しては出張命令、証人等に対しては旅行依頼をすることを定めております。5ページです。

第5条は旅行命令等に従わない旅行で現行条例と同様です。

第6条は旅費の計算で、最も経済的な通常の経路、方法により旅行することを定めております。

第7条は旅行役務提供者、いわゆる旅行業者に支払いする際の詳細を定めるものです。6ページです。

第8条は旅費の種目として鉄道賃ほか御覧の種目を定めております。

第9条に鉄道賃を定めており、従来は距離により急行料金等の支給の有無を定められておりましたが、公務のため特に必要とする場合に支給するよう改めております。

以降、それぞれ7ページに船賃、航空賃。8ページにバスやタクシー、自家用車などのその他交通費。9ページに宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、転居費。10ページに着後滞在費、家族移転費、渡航雑費。11ページに死亡手当を定めております。

第21条以降、雑則といたしまして退職者等の旅費、遺族等の旅費、12ページにいきまして、証人等の旅費について支給要件等を定め、第24条では旅費のそれぞれの種目を計算した額より、実際に支払った金額が少なかった場合は、実際に支払った額を旅費として支給する旨を定めております。

第25条は旅行の出発地が、例えば、自宅からだった場合、勤務場所から旅行した場合と比較して安いほうの金額を支払うことを定めております。

第26条は外国旅行中、国内を通過したした場合の措置。

第27条は年度をまたいで旅行した場合。

第28条は町以外から旅費の支給を受けた場合の調整措置を定めております。

第29条は旅費の特例で現行条例と同様です。

第30条は規程に違反して旅費の支給を受けていた場合の返納について定めております。

第31条は規則への委任です。

附則といたしまして、これらの改定については令和8年4月1日から施行します。15ページにいきます。

第2条は経過措置、第3条から第11条までは今回の改正により影響するそれぞれの条例について、改正を行います。

第12条は経過措置について規則への委任を定めるものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議をいただきますようお願いいたします。

○議長（熊谷雅幸） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

7番難波議員。

○7番（難波修二） ちょっと確認の意味で質問をいたします。

参考資料を見まして、一番大きな点は、日帰りの旅行の際に、日当がなくなると、宿泊を伴う場合については、新たにその宿泊手当という名目で従来の日当に相当する分が支給されると、こういうことになるということであります。

この全文改正、全部改正については、趣旨は十分理解してるつもりなんですけれども、その日当がなくなるということに伴って、先ほど各種委員等の報酬の改定もされましたけれども、その報酬の改定の中にいわゆる旅費の日当がなくなるということを想定をして、その報酬の改定のその額を参考にしながらしているのかどうかということですね、おそらくそうじゃないと思うんですけども、通常の職員の給与や報酬等の額と合わせて、特別各種委員等の報酬も改定額ってというのは示されてるんだらうなと思うんですけども、そのへんがちょっと、実は気になるんですけども、ただ、これはいわゆる外郭団体の話なんですけれども、中にはですね、いわゆるボランティア的に報酬を全く支給をせずに、各種役員を務めていただいているという例があるんですよ。そういうところは報酬がないですから、役員の方に会議に来ていただいた際に、日当とかたちでね、費用弁償とかたちで支給をしていたので、その報酬相当分というようなですね、そういうかたちで組織を運営している団体もあるんですよ。そういうところは日当なくなるともう完全にこれはもう、いわゆる無報酬でやってくというような例があるものですから、そういうところはちょっと改めなくちゃならないなと。日当はなくなる代わりに報酬というものを検討していかなければならないっていう事例も出てくるのかなというふうにちょっと考えておりました、本論とはちょっと違うんですけども、そういうあたりでもう一度、確認のためにですね、各種委員の報酬の改定については、この日当がなくなるということとは全く関係ないのか、あるいはそういうものを加味されてるかっていうところについてお聞きしたいと思います。よろしく願います。

○議長（熊谷雅幸） 梅本総務課長。

○総務課長（梅本聖孝） 難波議員の御質問にお答えいたします。

議員御指摘のとおり、この前の条例改正の中で報酬改定をした委員のその上げ幅の中に今回の日当相当分が入っているかと言われれば、その部分は加味していません。日当は、従来の制度で言いますと、半分が昼食相当分、半分が目的地での交通費、バス代とかタクシー代とかに相当するんだってというのが物の本の説明でございます。

本町におきましては、各種委員も町内の日当、町内の移動する分の日当につきましてはほぼほぼ制度としては廃止されたところなんですけれども、委員の中では、近隣の町村に行った場合については出てるっていう条例もございました。

今回、そのへんも整理させていただいたので、議員おっしゃるとおりの指摘もあろうかというふうに思っております。ただ、今、日当についてのお話したとおり、本来、日当というのは交通費に相当するものだったということで、今後は出張先でバスを乗ったとか、タクシーに乗ったっていうのは、旅費として支給するんだってというのが今回の改正の大きな改正点の一つでもありますので、そこは日当で措置しないというのが考え方でございます。

それは本来の考え方ということではございますけれども、後段、議員がおっしゃった、何でしょう。ボランティアの方々に従来、日当払っててっていうようなその趣旨も内部ではいろいろ議論したところでございます。

ただやっぱり日当は本来、今、話したとおりの目的のものでございますので、謝礼なり、報酬なり、それはそういう観点で措置するのが正しいやり方ではないかなというふうに、今後はそういうふうにしていくべきではないかなというふうに判断しますので、御理解をいただきたいなというふうに思います。

以上でございます。

○議長（熊谷雅幸） よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第4号蘭越町職員等の旅費に関する条例を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

---

○議長(熊谷雅幸) 日程第5、議案第5号蘭越町特産品開発事業特別会計条例等を廃止する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

梅本総務課長。

○総務課長(梅本聖孝) ただいま上程されました、議案第5号蘭越町特産品開発事業特別会計条例等を廃止する条例について御説明いたします。

現在、蘭越町には、7つの特別会計と2つの企業会計を設置しております。これは、地方自治法第209条第2項で、特定の事業を行うに当たって特定の収入をもって経理する必要がある場合において特別会計を設置する旨が定められているところによるものでございます。蘭越町特産品開発事業特別会計、蘭越町地域振興事業特別会計、蘭越町介護保険サービス事業特別会計、この3つの特別会計については、現状、また今後、特定の収入のみで維持していくことが困難であることが見込まれ、今後は一般会計において経理していくこととすることため、これらの根拠となる御覧の3条例をいずれも廃止するものです。

附則といたしまして、この条例は令和8年4月1日から施行するもので、また、第2条は特別会計廃止に伴い、各会計における令和7年度の決算については、なお従前の例によることを定め、その上で、特

別会計の剰余金及び債権債務関係は一般会計に引き継ぐことを定めております。

第3条は地場産業振興加工センター基金条例中、特産品開発特別会計歳入歳出予算を一般会計歳入歳出予算に改め、第4条は地域振興事業財政調整基金条例中、地域振興事業特別会計歳入歳出予算を一般会計歳入歳出予算に改めるものです。

基金については、いずれも引き続き運用していくこととしております。

以上で、説明を終わります。よろしく御審議をいただきますようお願いいたします。

○議長（熊谷雅幸） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

7番難波議員。

○7番（難波修二） 7番です。

確認の意味で、お尋ねをしたいと思います。

3つの特別会計を一般会計と一緒にしてやるという、そういう提案であります。以前の説明等もありますので、その中でも考え方が出ておりますけれども、やはり今、説明がありましたように、本来はその事業の特定の収入で事業運営をしていくという趣旨で特別会計を設けたというものであります。（3）の介護保険についてはちょっと違う角度もあると思うんですけども、1番、2番については、そういうその事業の収入で執行していくということの状況を把握することが、一般会計からすると見えなくなるという、そういう隘路があるんですよね。

そこを我々としては、その事業の運営状況とか必要性とか、そういうものを判断していくためのやっぱり状況把握できる資料というのは、やっぱりきちんと一般会計化しても残してもらわないと、その事業の大変な状況が全く見えない中でずっと運営されていくということは、これはやっぱり好ましくないことだというふうに思いますので、一般会計化に反対するものではないんですけども、やはり、毎年の決算状況の中ではですね、やっぱりきちんとしたものが明示をされるような資料をですね、やはり必ず添付をするということをですね、確認をした上で、この一

般会計化を進めてほしいというふうに思いますので、そのあたりについての考え方をもう一度、確認をしたいと思います。

よろしく申し上げます。

○議長（熊谷雅幸） 梅本総務課長。

○総務課長（梅本聖孝） ただいまの御質問にお答えいたします。

私たちがこの事務を進めるに当たっては、やはり議員御指摘のとおり、本来の収入、あるべき収入からいくら足りないのかというのをしっかり出すってというのが、そういうところをしっかりと考えてやっていかなきゃいけないっていうのは課題に持って事務を進めてまいりました。

現状の特別会計の中でも繰入金で入れてしまうと、一般会計から繰入金で入れてしまうと、それを繰り越した際、年度を繰り越した際に、その用途は繰越金として一般財源、そっちの一般財源になってしまうというそういう問題点もあってですね、逆にこう、その中でのやりくりができてくるのかどうかが見えないっていう課題もあってですね、今回、こういうことも考えたわけでございます。それが今回の三つの特別会計におきましては、本来であれば、その中で収支ができればいいんですけども、現状できていないと。また、さらに介護保険サービスの勘定につきましては、事業内でこう行き来がされててですね、全体としてはなんとなくできてる感じには見えるんですけども、事業の中身の中ではそれぞれ長短があるという課題もありまして、現在、予算策定作業中の中でもいろいろ課題が見えてきているところでございます。

しかも、今、現状ですね、特別会計の中に職員の、一般職員の人件費を算入していないんです。それがですね、例えば地域振興なり特産品の会計だけ見て、そこが収支でトントンになってるから、これはなってるんだっていうふうに判断するのもまたこれちょっと間違いかなというふうに、私たちが判断したところですので、本来の、例えば7款の中に、商工費の中に入れ込むことで、一般財源をどれぐらい使ってるのかっていうのをしっかり見えるかたちにしてですね、今後はやっていきたいというふうに考えております。

議員御指摘のとおり、予算なり決算の中でしっかり一般財源どれぐらい使っているのかというのを見るかたちで御報告、また御提案していきたいというのにはやっていきたいというふうに考えておりますので、御

理解をお願いいたします。

以上でございます。

○議長（熊谷雅幸） よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第5号蘭越町特産品開発事業特別会計条例等を廃止する条例を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（熊谷雅幸） 日程第6、議案第6号後志南部地区地域資源循環管理施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

田縁農林水産課長。

○農林水産課長（田縁幸哉） ただいま上程されました、議案第6号後志南部地区地域資源循環管理施設（土壌改良資材製造施設）の指定管理者の指定について、御説明を申し上げます。

後志南部地区地域資源循環管理施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定によりまして、議会の議決をお願いするものでございます。

1の指定管理者に管理を行わせようとする公の施設につきましては、名称は土壌改良資材製造施設でございまして、位置は虻田郡真狩村字富

里81番地でございます。

2の指定管理者となる者の名称でございますが、虻田郡倶知安町南1条東2丁目5番地2、ようてい農業協同組合代表理事組合長金子辰四郎氏でございます。

3の指定の期間は、令和8年2月1日から令和13年1月31日まででございます。

本施設ですが、地域で排出している野菜残渣及びデンプンを生産する過程で排出されるデカンタ廃液を適正に処理し、地域へ還元するため、平成18年に道営事業で整備され、整備後は構成10町村に財産譲与され、構成町村による公の施設として設置されたものでございます。

施設の管理につきましては、これまで後志南部地区地域資源循環管理施設（土壌改良資材製造施設）の設置及び管理に関する条例第15条第1項の規定により、公募によらず、ようてい農業協同組合を指定管理者としており、指定期間は同条例第17条により5年以内と定められていることから、今回、指定管理者の指定について、更新をお願いするものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（熊谷雅幸） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第6号後志南部地区地域資源循環管理施設の指定管理者の指定についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

---

○議長(熊谷雅幸) 日程第7、議案第7号令和7年度蘭越町一般会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

梅本総務課長。

○総務課長(梅本聖孝) ただいま上程されました、議案第7号令和7年度蘭越町一般会計補正予算第7号につきまして、御説明申し上げます。

現在、この会計の予算の総額は83億2,506万3,000円で、歳入歳出それぞれ6,563万2,000円を追加し、83億9,069万5,000円とするものでございます。

また、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものでございます。

次に、地方債は第2表地方債補正によるものです。のちほど説明いたします。

最初に、人件費です。35ページを御覧ください。

今回の補正予算で、人事院勧告に伴う会計年度任用職員を含む職員の給料改定や昇給、異動等による人件費の異動、また、特別職及び議会議員の期末手当なども措置しており、特別職において367万円。36ページ、会計年度任用職員を含む一般職については4,307万1,000円を追加するものでございます。以下、事項別明細書の説明において、給与費関連の1節から4節については、説明を省略いたします。

それでは事項別明細書の歳出でございます。10ページを御覧ください。

1款議会費 1項議会費 1目議会費、補正額74万7,000円は説明を省略いたします。

2款総務費 1項総務管理費 1目一般管理費、補正額1,865万8,000円。1報酬から2、3、次のページ、4共済費まで説明を省略いたします。12ページです。12委託料36万3,000円。新規採用職員募集広告掲載委託料で、役場職員を志望する学生等に蘭越町に関心

を持ってもらうための広告を貼るため、予算を措置するものです。

5目企画費、補正額384万2,000円。11役務費369万5,000円。地域情報通信基盤施設移設等手数料で、電柱の移設や、光ケーブルに関する電柱の移設や、電線の架替による移設工事の増加により予算に不足が生じますので、400万円の追加を行うものです。スポーツ教室開催手数料19万9,000円の減。レクリエーション保険料10万6,000円の減。当初、プロ野球選手を招聘して子どもたちに野球教室を開催することを計画し予算を措置しておりましたが、今年度、後志総合振興局管内の町村を対象に日本ハムファイターズの選手による学校訪問が行われましたので実施を見送りまして、関連する予算を減額するものです。13使用料及び賃借料8万8,000円の減。北広島市への野球観戦ツアーを当初2回想定しておりましたが、行事等が重なり1回の実施になりましたので予算を減額するものです。18負担金補助及び交付金23万5,000円。補助金で、バス運行生活路線維持事業は、ニセコバス運行路線のニセコ線、福井線、雷電線の赤字補填に係る要請がありましたが、予算に不足が生じますので、補正をお願いするものです。

6目支所及び出張所費、補正額56万3,000円。13ページです。

8目簡易郵便局費、補正額12万6,000円。9目JR蘭越駅費、補正額13万7,000円。13目施設管理費、補正額50万1,000円。14目防災対策費、補正額13万円。いずれも人件費の補正で説明を省略いたします。14ページです。

2款総務費 2項徴税费 1目税務総務費、補正額48万3,000円。

2目賦課徴収費、補正額6万円。説明を省略します。

2款総務費 4項選挙費 2目参議院議員通常選挙費、補正額71万1,000円の減。特定財源の国道支出金は、参議院議員通常選挙委託金です。3職員手当等60万2,000円の減。12委託料10万9,000円の減。それぞれ執行経費の確定による減額です。

3款民生費 1項社会福祉費 1目社会福祉総務費、補正額300万7,000円。特定財源その他は、地域福祉基金指定寄付金です。1報酬1万2,000円。民生委員推薦会が今年度2回開催されたことによる予算の補正です。15ページです。2給料から4共済費は説明を省略します。19扶助費114万4,000円。高齢者等雪下ろし費用助成事業扶助104万4,000円は、高齢者等690世帯を対象に冬期間の安

全な生活を守るため、今年度も1世帯当たり2万円を上限に助成するものです。次の補聴器購入費助成事業扶助10万円は、補聴器購入に係る助成の申請件数の増加により予算に不足を生じますので補正するものです。24積立金36万円。地域福祉基金積立金で、3件の寄附がありましたので積立するものです。16ページです。27繰出金278万6,000円。国民健康保険特別会計繰出金で、人件費及びシステム改修費相当分です。

2目国民年金費、補正額282万3,000円の減。2給料から4共済費まで説明を省略いたします。18負担金補助及び交付金49万8,000円。北海道自治体情報システム協議会負担金で、税制改正に伴い所得情報交換に係る年金のシステムの改修に係る負担金です。

3目老人福祉費、補正額105万6,000円。10需用費、高齢者グループホームらんこしにある雪貯蔵庫のドアが破損しましたので、その修繕料です。

4目高齢者コミュニティセンター費、補正額4万3,000円。5目高齢者生活福祉センター費、補正額12万5,000円。いずれも人件費の補正です。17ページです。

6目自立支援給付・措置費、補正額127万7,000円。特定財源の国道支出金は、自立支援医療給付負担金、地域生活支援事業補助金です。19扶助費127万7,000円。自立支援給付費は、補装具費給付で55万3,000円の追加。地域生活支援事業は、日常生活用具給付62万4,000円の追加と、身体障がい者自動車改造費助成10万円で今後の申請見込みにより予算を措置するものです。

7目ふれあいプラザ21費、補正額14万9,000円。8目介護予防拠点センター費、補正額25万3,000円。10目介護保険事業費、補正額303万4,000円。いずれも人件費の補正で説明を省略します。18ページです。

3款民生費 2項児童福祉費 1目児童福祉総務費、補正額438万円。特定財源の国道支出金は、子どものための教育・保育給付費負担金です。2から4は説明を省略します。19ページです。18負担金補助及び交付金269万8,000円。施設型教育・保育給付費負担金の追加で、幼稚園の途中入所児童の増、また公定単価の改定によるものです。

3目蘭越保育所費、補正額45万3,000円。10需用費45万3,000円。電気料の支出に不足が生じますので追加するものです。

5目学童保育所費、補正額52万7,000円。1、3は説明を省略します。10需用費14万3,000円。同じく電気料の支出に不足を生じますので追加するものです。20ページです。

4款衛生費 1項保健衛生費 1目保健衛生総務費、補正額435万1,000円。特定財源国道支出金は、財源内訳の変更で、マイナンバー情報連携体制整備事業補助金と、子宮頸がん検診におけるヒトパピローマウイルス検査単独法に伴う健康管理システム改修事業補助金です。その他は社会保険料です。1から4は説明を省略します。21ページです。

2目予防費、補正額5万9,000円。特定財源その他は社会保険料です。1、4は説明を省略します。

3目医療給付費15万3,000円。1、3は説明を省略します。

6目蘭越診療所費、補正額836万7,000円の減。特定財源のその他は社会保険料です。1から8は説明を省略します。22ページです。12委託料1,060万円の減。蘭越診療所の医師1名が退職されたことによる減額です。

4款衛生費 3項上水道費 1目飲用水施設整備費、補正額34万9,000円。27繰出金は、簡易水道事業会計繰出金で人件費相当分です。

6款農林水産業費 1項農業費 2目農業総務費、補正額331万2,000円は説明を省略いたします。

3目農業振興費、補正額284万4,000円。7報償費169万4,000円。農作物等被害防止有害鳥獣駆除謝礼で、エゾシカ、アライグマの駆除頭数の増加に伴い追加をお願いするものです。18負担金補助及び交付金115万円。鳥獣被害防止対策用威嚇機整備支援事業補助金で、補助要望の件数の増加により追加をお願いするものです。

4目農地費、補正額24万8,000円。27繰出金24万8,000円。農業集落排水事業会計の繰出金で、人件費相当分です。

5目農業推進対策費、補正額7万9,000円。1、3は説明を省略します。

6目ほ場整備事業費、補正額250万円。特定財源の国道支出金は、農業水路等長寿命化防災減災事業交付金、その他は地元分担金です。14工事請負費250万円。三笠揚水機ポンプ分解整備工事で、劣化により来年度以降の運転に支障があるとの診断を受けたことから補助を受け、工事をするものです。

8目育苗施設費、補正額25万7,000円。2、3、次のページ、

4は説明を省略します。10需用費40万9,000円。フォークリフトの修繕料を追加するものです。

9目中山間地域等直接支払事業費、補正額4万3,000円。特定財源その他は社会保険料で、1、4は説明を省略します。

11目農林産物加工施設費、補正額31万7,000円。1報酬5万5,000円。10需用費26万2,000円。米粉製粉機が故障しましたので修繕するものです。12研修農場費、補正額20万9,000円。8旅費20万円。13使用料及び賃借料9,000円。薬用植物栽培事業推進のため、職員が出張しますので、その旅費を措置するものです。次のページです。

7款商工費 1項商工費 1目商工総務費、補正額167万1,000円。人件費です。

2目商工振興費、補正額15万2,000円。同じく人件費です。26ページです。

5目交流促進センター雪秩父費、補正額92万6,000円。1、3は説明を省略します。10需用費75万円。修繕料で、雪秩父のポンプ室モーター取換修理をお願いするものです。

8款土木費 1項土木管理費 1目土木総務費、補正額612万4,000円の減。2、3、4は説明を省略します。27ページです。18負担金補助及び交付金1,000万円の減。民間賃貸共同住宅建設促進事業補助金で、当初予定していた事業者が年度内に補助申請できない見通しとなったことから減額するものです。

8款土木費 2項道路橋りょう費 1目道路橋りょう総務費、補正額48万1,000円。

3目町道新設改良費、補正額7万4,000円。いずれも人件費です。

6目除雪費、補正額170万円。10需用費120万円。修繕料で、ロータリ除雪車の運用に不具合があり、修理をお願いするものです。18負担金補助及び交付金50万円。28ページにいきまして、ニセコ湯の里会道路除雪事業に対して補助をするものです。

8款土木費 3項河川費 2目河川維持費、補正額335万5,000円。10需用費は修繕料で、普通河川ポン貝殻沢川の護岸が崩落したもので、今後、崩落範囲が拡大する恐れがあることから修復費用を措置するほか、アカハゲ川の河床整備修繕を行うものです。

8款土木費 4項住宅費 1目公営住宅管理費、補正額12万7,0

〇〇円。1 報酬 3 万 3, 000 円。8 旅費 1, 000 円。公営住宅入居者選考委員会委員報酬で、選考委員会の開催回数が予定回数を上回り、予算に不足が生じますので補正をお願いするものです。2 から 4 は説明を省略します。

2 目町営住宅管理費、補正額 2 6 万 8, 000 円。1 5 原材料費は、公宅 1 棟の修繕を行うための材料費をお願いするものです。

3 目定住促進住宅建設費、補正額 3 1 万 6, 000 円は説明を省略します。

8 款土木費 5 項都市計画費 1 目公園管理費、補正額 7 2 万円の減。説明を省略します。

9 款消防費 1 項消防費 1 目常備消防費、補正額 3 3 5 万円。1 8 負担金補助及び交付金は、羊蹄山ろく消防組合負担金で人件費相当分です。詳細につきましては参考資料の 5 を参照ください。

3 目消防施設費、補正額 7 7 万円の減。1 8 負担金補助及び交付金は、羊蹄山ろく消防組合負担金で三和サイレン塔解体工事の執行残相当分です。3 0 ページです。

1 0 款教育費 1 項教育総務費 2 目事務局費、補正額 4 6 8 万 4, 000 円。2 から 4 は説明を省略します。

1 0 款教育費 2 項小学校費 1 目学校管理費、補正額 1 7 1 万円。1 は説明を省略します。1 1 役務費 1 1 万円。次のページにいきまして、1 3 使用料及び賃借料 6 万 5, 000 円は、小学校のグラウンド雪割作業に係る費用を予算措置するものです。

1 0 款教育費 3 項中学校費 1 目学校管理費、補正額 3 6 0 万 8, 000 円。財源内訳の変更で、特定財源国道支出金は、中学校の改修事業に当たって、学校施設環境改善交付金が予算を超えて配当されましたので充当いたします。また、地方債は過疎対策事業債で、当初見込んでいた金額を超えて起債が認められる見通しとなりましたので、充当するものです。これにより、公共施設整備基金の費消を 1 億円減額します。この後、歳入で説明します。1、3 は説明を省略します。1 1 役務費 1 6 4 万 2, 000 円。特殊作業車運搬料 1 1 万円は、中学校グラウンドの雪割作業に係る費用を予算措置するものです。収納棚製作設置手数料 1 1 0 万円は、来年度中学校の 3 5 人学級が実現し、学級数増加に伴い教室に設置する収納棚が不足することから、制作を行うものです。1 3 使用料及び賃借料 3 1 万 2, 000 円。特殊作業車借上料です。次のページです。

10款教育費 4項社会教育費 2目町民センターらびちゃんホール費、補正額172万5,000円。1、3は説明を省略します。10需用費157万3,000円。電気料の支出に不足を生じますので予算を措置するものです。

3目花一会図書館費、補正額82万1,000円。1、3は説明を省略します。

10款教育費 5項保健体育費 1目保健体育総務費、補正額40万7,000円。1は説明を省略します。18負担金補助及び交付金35万円。次のページにいきまして、体育振興奨励事業補助金で、小・中学生の女子バレーボール競技の全道大会進出に当たって予算に不足が生じますので追加をお願いするものです。

2目体育施設費、補正額119万1,000円。1、3は説明を省略します。10需用費106万円。灯油と電気料の支出に不足を生じますので、予算を措置するものです。

3目学校給食センター費、補正額430万9,000円。1、3は説明を省略します。10需用費408万1,000円。重油、次のページ、電気料、水道料、下水道料の支出に不足を生じますので、予算を措置するものです。また、給食搬入口の電動シャッターが故障しましたので修繕を行います。

続きまして、歳入に戻ります。7ページを御覧願います。

1款町税 1項町民税 1目個人、補正額3,210万6,000円。  
1節現年課税分3,210万6,000円。

14款、16款、次のページ、17款、19款は説明を省略いたします。9ページです。

20款繰入金 2項基金繰入金 1目基金繰入金、補正額1億円の減。  
3節公共施設整備基金繰入金1億円の減で、中学校整備に当たり、文部科学省の補助金と過疎対策事業債が予算以上に配当されましたので、基金の費消を減額するものです。

21款繰越金 1項繰越金 1目繰越金、補正額2,871万2,000円。1繰越金2,871万2,000円は前年度繰越金の追加でございます。次のページです。

22款、23款は説明を省略します。

続いて、4ページを御覧ください。

第2表地方債補正につきまして、御説明申し上げます。

変更で、過疎対策事業債、限度額を7,000万円追加し、7億6,030万円とするものです。起債の方法、利率、償還の方法につきましては変更ありません。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

○議長（熊谷雅幸） これをもって提案理由の説明を終わります。

ここで10分間、休憩いたします。

再開は、11時20分といたします。

質疑は、再開後に行います。

---

○議長（熊谷雅幸） 再開します。

---

○議長（熊谷雅幸） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

1番佐々木議員。

○1番（佐々木雄三） 1番佐々木です。

2点ほど質疑させていただきます。

補正予算書23ページ、農業振興費、報償費の農作物等被害防止有害鳥獣駆除謝礼と、18負担金補助及び交付金の鳥獣被害防止対策用威嚇機整備支援事業、その2項目でこちらのほう、当初予算は18万円だったものが現在で115万円の追加で申し込みが増えたということだったんですが、申し込み件数だったり、わかる範囲で教えていただければと思います。

もう1点が26ページ、交流促進センター雪秩父費の10需用費、修繕料のポンプ室モーター取替修理、こちら故障したということですが、経年劣化によるものなのか。例えば硫化水素だったり硫黄による不測の故障であるのか。また、こちら経営、営業に現在のところ支障は出ているのか、いないのか。この2点をお聞かせください。

○議長（熊谷雅幸） 田縁農林水産課長。

○農林水産課長（田縁幸哉） 佐々木議員のですね、鳥獣被害防止対策用

威嚇機整備支援事業、この関係についてお答えをします。

これにつきましては、今年度からですね、威嚇機ですね、シカ用ですね、大音量の音声ですね、シカを追い払うという、近くに寄ってきたら音が四方に出るといふ、そういう支援がですね、昨年、生産者の方からですね、そういう御要望がありまして、20万円、当初予算でつけておりましたけれども、これがですね、予想以上にですね、申し込みがありまして、当初2台ということなんですけども、13台ということで、従来ですね、電気柵ですか、電気柵のほうがあったんですけども、これはですね、上限10万円で、ほ場をですね、全部囲まないと効果がないもんですから、費用がかさむということで、大音量で追い払うほうが費用対効果があるということで増えているというような状況でございます。

2点目の駆除の謝礼の増でございます。

これにつきましてはですね、シカですね、エゾシカの駆除、これがですね、現在のところ249頭ということでですね、増えておりまして、その謝礼がですね、見込みとしては前年比ですね、大体1.25倍というような、そういう試算をしまして、6年度と比較してですね、66頭増の1.25倍ということでですね、そのエゾシカの捕獲のほうが増えるというような、そういう見込みでですね、増額をしているという状況でございます。

以上です。

○議長（熊谷雅幸） 水上商工労働観光課長。

○商工労働観光課長（水上昭広） 佐々木議員の御質問にお答えさせていただきます。

交流促進センター雪秩父の関係のポンプ室モーター取替修理ということで、1点目の経年劣化によるものなのかということなんですけども、実際、雪秩父は3機モーターありまして、その部分で随時、古くなったり、故障が発生したときにもですね、常に対応できるようにしております。この部分でも一番古いものが先に故障したということもありまして、経年劣化ということになります。

2点目の営業に支障がないのかという御質問なんですけども、先ほど申しましたとおり、3機あるものですから、一応こちらの1機、ほかの2機で回してる状況で、今、営業して、対応してるところでございます。

以上です。

○議長（熊谷雅幸） 1番佐々木議員。

○1番（佐々木雄三） 答弁ありがとうございます。

雪秩父に関しては承知いたしました。

農業振興費、鳥獣被害のこちらの威嚇機であったりとか、有害鳥獣の謝礼とか、やっぱり毎年増えてきてる現状だと思うので、今後もおそらく増えるでしょうし、生産者の皆さんもこういった部分の助成、補助というのは大変ありがたいと思いますので、来年度以降もしっかりとした予算措置をしていただければと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（熊谷雅幸） 田縁農林水産課長。

○農林水産課長（田縁幸哉） 佐々木議員さんのおっしゃるとおりです。捕らないとどんどん増えると。今のところですね、有効な対策っていうのはハンターの皆さんにですね、駆除していただくという、それが一番の方法というふうになってます。

昨今、クマの関係もありまして、こういう有害鳥獣、町のほうも国のほうにですね、要望なりしてですね、そういう支援のほう、来年度ですね、情報収集しながらですね、対策のほう強化していきたいというふうに考えてますので、御理解いただければと思います。

以上です。

○議長（熊谷雅幸） よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

3番淀谷議員。

○3番（淀谷融） すいません。聞き漏らしたのかもしれませんが。21ページの蘭越診療所の報酬の中で、会計年度任用職員の時間外が、相当分が100万円減になったっていうことで、聞き漏らしていたのかもしれませんが、この大きな理由とは何なのか、ちょっとお聞きしたいんですけども。

それと、これもあれなんですけれども、38ページの会計年度任用職

員の、今さらなんですけれども、この部分で6名のフルタイムの会計年度職員がおりますが、ここの所属部署というか、そのへんちょっと教えていただきたいんですけども、よろしくをお願いします。

○議長（熊谷雅幸） 谷口健康推進課長。

○健康推進課長（谷口敦哉） ただいまの議員の御質問にお答えをいたします。

蘭越診療所の会計年度任用職員の時間外の100万円の減。この理由なんですけれども、令和6年度はですね、薬剤師さんが1名で運営してたんですけれども、かなりやっぱり業務がきつくて時間外がすごく多かったという実績があります。今年はですね、新しい薬剤師さんが来て、やり方も改善したというのもあるんですけども、薬剤師補助を入れまして、今2名体制でやっております。そういう関係もございまして、当初予算300万で組んだんですけども、200万ぐらいで収まるだろうということで、100万減額をさせていただいたという経過です。

以上です。

○議長（熊谷雅幸） 梅本総務課長。

○総務課長（梅本聖孝） 淀谷議員の38ページの会計年度任用職員のフルタイムの人数が6人だということですけども、すいません。手元に資料がないのであれなんですけども、私の記憶の範囲では総務課、保育所、育苗施設、そういったところに職員配置をしているそういう状況でございますので、御理解ください。

○議長（熊谷雅幸） よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

7番難波議員。

○7番（難波修二） 7番です。

31ページ、中学校費のことでちょっと2つほどお聞きしたいと思います。

まず、大規模改修関係のほぼほぼの事業予算が固まってきたというこ

とで、大幅な財源内訳の変更がありました。これを見ますと、国の補助金が2,955万1,000円増になったということでございました。学校施設環境改善交付金が大幅に予定よりも増えたということで説明がありました。次の7,000万円の起債については、過疎債が大幅に増えた、そういう説明がありました。

したがって、その部分の約1億円を当初予定をしておりました公共施設整備の取り崩しを、1億円を戻すと、取り崩さないという、そういう大きな予算変更があったという、そういうことでございました。非常に年の瀬も押し迫ってからです、非常に1億円の一般財源の取り崩しをやめるということは大変大きなことだなというふうに思っております、評価をしたいなというふうに思っております。

そこで、もう少し詳しくですね、国庫補助が大きく増えたという理由と、それから過疎債が非常に毎年たくさん借りておりますけれども、過疎債が7,000万円も増えたという、その大きな要因は何かあるのであれば、ちょっとお聞かせいただきたいというのが1点であります。

もう1点は、同じく31ページで、役務費のところ、収納棚製作設置で153万2000円というのを新たにみると。説明では、来年度の1年生が35人学級なんでしょうかね。それで1年生が2学級になるということだと思っております。そこで学級がクラス2つになると、おそらく2年生、3年生もそのまま進級していくんだとすると、果たして教室が確保できるのかというところをちょっと心配するんですけれども、その教室の対応のことについて大丈夫だっていうことがあるのであれば、ちょっとお聞かせいただきたいという、2つについて、よろしく願います。

○議長（熊谷雅幸） 梅本総務課長。

○総務課長（梅本聖孝） 中学校費の財源内訳について、私のから説明をいたします。

国庫補助につきましては2か年事業でやっておりますので、昨年の申請からに基づきまして、補助単価の増加という、建設費の高騰もあってですね、補助単価の増加というふうに聞いております。面積が増えたわけではなくですね、継続事業でやっておりますので、そういうことだというふうに認識をしております。

また、過疎対策事業債につきましては、当初ですね、起債の総額を抑えるという観点から予算では実は計上はしていなかった、計上せずですね、公共施設の基金を充当して予算を組んだところなんですけれども、振興局と起債の、起債に当たっての打ち合わせというか、協議をしてる中でですね、過疎債、まず全体の中の分母を、蘭越町が一体いくら要望するのかという額を上げておくことで、現在、満度に配当されないものですから、しっかり上げておくことで、中学校の事業費、基金充てるっていうふうにしなくて、起債としてしっかり要望することで、過疎債も十分配当されるんじゃないかというアドバイスをいただきましたものですから、今回満額で申請をしたところですね、この金額が配当されたという、結果として配当されたということでございまして、私たちも本来であれば、起債をですね、抑えるという役割も本来は必要かとは思いますが、7,000万で大きい過疎債が今回配当されたということで、今回は起債を使うというふうに判断して、こういうふうな措置になったということでございますので、御理解をいただければと思います。

以上でございます。

○議長（熊谷雅幸） 今野教育次長。

○教育次長（今野満） 2点目の35人学級の関係についてお答えさせていただきます。

この35人学級につきましては、昨年の12月に国のほうからお示しされてですね。

○議長（熊谷雅幸） マスク外して。

○教育次長（今野満） はい。

示されたところでありまして、それ以前にわかっていればですね、中学校の大規模改修工事のほうにも反映できたのではないかと考えておりますけれども、現在の小学校6年生がですね、児童数、蘭越小学校、昆布小学校合わせて38人おりまして、それで来年、令和8年度に中学校に進級する場合には38人で、2学級必要になるというところでございます。それで、それ以降につきましては38人を超える学年もあるんですけれども、特別支援とかに在籍している児童がおりましてですね、普通

学級については1学級で間に合うということで、現時点では見込んでおりますので、当面の間ですね、来年1年生になる生徒については2学級ということで考えておりますので、御理解願います。

教室についてはですね、中学校の今、多目的室で利用してるですね、教室を利用する予定としておりますので、御理解願います。

以上です。

○議長（熊谷雅幸） 7番難波議員。

○7番（難波修二） ありがとうございます。

予算の大幅な組み替え、非常に嬉しくこの補正予算を見てたんですけども、国の補助単価がアップになったっていうのは、おそらく当初ではきっとわからなかったんだろうということで、今の時期になったんだなというふうに思いますけれども、過疎債も含めてやっぱりできるだけ早い時期にわかるものであればね、この補正はやっぱり早めに組み替えをするという、そういう姿勢がやっぱり大事なかなというふうに思うんですけども、無理を言うつもりはありませんけれども、是非そういうことで、今後もその予算の確保という観点で努力をしていただければ大変ありがたいなというふうに思います。

新1年生のその35人学級の関係ですけども、これはあれでしょうか。かつてはその1年生だけ35人だけども、2年になったら元に戻すよというようなね、そういうようなこともあったと思うんですけども、これはそのまま2年、3年もいくという、そういうことで考えてよろしいんでしょうか。

それと、もう1学級、ちょっと通常の教室は使えないということで、多目室を使うと、これは通常の授業にいろんな黒板含めて、いろんな機材のそういう環境は、この多目的室も通常の教室と同じように使えるというそういう判断でいいんでしょうか。

○議長（熊谷雅幸） 今野教育次長。

○教育次長（今野満） 難波議員の御質問にお答えします。

先ほどの35人学級の関係ですけども、今の1年生から持ち上がりで35人学級が適用されますので、2年生になっても1学級になるって

いうことはございません。

また、多目的室なんですけれども、既にですね、黒板等は設置されてお  
りまして、今回、足りなくなるということでですね、こちらの収納用の棚  
ですね、今の普通学級にも設置されておりますけれども、1人1個の棚  
と後ろに、何て言うんだらう。コート掛けとかそういうものを置けるよ  
うなかたちですね、棚だけをですね、新たに製作するようなかたちで  
予算措置させていただいておりますので、御理解願います。

○議長（熊谷雅幸） よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

10番永井議員。

○10番（永井浩） 10番です。

23ページの、先ほど同僚議員からも質問あった鳥獣被害防止対策用  
威嚇機整備支援事業。

○議長（熊谷雅幸） 永井議員、マイク。

○10番（永井浩） すいません。申し訳ないです。

23ページの鳥獣被害防止対策用威嚇機整備支援事業の件なんですけ  
ども、これは直接このことではなくですね、やはり今、いろいろと今年、  
特に人的被害が多い鳥獣被害がありました。前に、私、一般質問をしたこ  
とがありましたが、やはりハンターさんの技量の維持と、それからこう  
いう機械のですね、併用というのは大事なことだと思います。どうして  
もこういう鳥獣被害の場合はですね、農業予算の方から出てくるんです  
けども、今、これほど人的被害が広がった場合ですね、もうちょっと広く  
考えてですね、やはりハンターさんの養成、それから支援っていうのを  
やっていかないとならないかなと思うんです。やはりベースになっている  
のは、あそこでも、よくテレビでもやってたんですけども、ハンターさ  
ん、自分たちがこうやって活動するのはですね、確かに趣味の延長って  
見られるかもしれないけれども、本当に住民の安全、それから農作物の  
ですね、そのためにですね、頑張ってるってやってんだっていうことを主張さ  
れていました。これはどこかで揉めたところのハンターさんがよく言っ  
てましたけど、よくではなくて言っていましたけども、やっぱりそういう

一生懸命ですね、やってるベースにはですね、自己負担ってものすごく大きいっていうことを、前も説明したことがあります。例えば、ライセンスを維持するためのお金、それから技量ですね、維持するために射撃場に通い、それに使う弾、そういうのはですね、捕獲したときの代償よりもですね、遥かに大きいということをもうちょっと考えてほしいなと思います。

それと、先般、羊蹄山ろくのですね、議会議員の研修で、広域にわたることについていろいろ研究して、話し合いをしたときにですね、同僚議員の赤石議員からですね、こういう鳥獣問題っていうのは、広域っていか一斉にですね、近隣町村と一緒にやっけていかなないとね、動物には町境がないんだから、一緒にやりましょうということで話が出ました。やはりですね、そういうことを考えながらですね、こういう農業振興費でですね、ポンと出すんじゃなく、やっぱり本予算でですね、きちっとこれから対応してくだっていうことをですね、やっけていかなければ、やっぱり農業被害、それから人的被害の防御にはなっけていかなないんじゃないかなと思うんですけども、いかがなものでしょうか。

○議長（熊谷雅幸） 田縁農林水産課長。

○農林水産課長（田縁幸哉） 熊の関係なんですけども、先日開催されましたですね、町政懇談会のほうでもやっぱり町民の方の不安っていう、そういうですね、御意見も出されたところでございます。今年度ですね、クマのですね、通報、ヒグマのですね、足跡だとか目撃だとか、そういう通報っていうのがですね、一応5件ということでございます。この件数なんですけども、蘭越町の町民の方はですね、生産者、農業生産者もそういうほ場のほうでですね、目撃してもですね、そういう通報っていいいますか、そういうものをしない方も中にはいるのかな、実際はもうちょっと多いんではないかなっていう、そういうような予想もしております。

先ほど議員さんおっしゃいましたですね、車の燃料代だとか、弾、そういうものなんですけども、一応、謝礼、一巡回の謝礼なんですけども、それが5,000円というふうになってますけども、その中に車の燃料代が入っておりますし、1頭当たりですね、エゾシカ1頭当たりのですね、報酬の中にですね、1万3,000円なんですけども、その中に弾代もこう、はい。熊のほうもですね、1頭2万円という、そういう報酬になって

おりまして、昨年、これのほうも、報酬のほうも上げたところでございます。

現在ですね、町ですね、ハンター19名おりまして、比較的若い方、あと女性の方もおりまして、先ほどおっしゃられたようにですね、精力的にですね、シカの駆除のほうをメインにですね、やっていただいています。

町民の方からですね、目撃があればですね、そちらのほうに行っていて、うまくいけば駆除するというようなそういう対応をとっております。また、今年度ですね、クマですね、箱わなですね。こちらのほうは1個増設しまして、これJAようていさんの支援のもとですね、間口が90センチ、90センチの、3メートルですか。こういう箱わなを1基増設しまして3基体制で来年度クマの対応をしていくというような、そういう対応をとることにしております。

以上でございます。

○議長（熊谷雅幸） 10番永井議員。

○10番（永井浩） 広域的な対策についてはまだ検討はされない。

○議長（熊谷雅幸） 田縁農林水産課長。

○農林水産課長（田縁幸哉） クマですね、ハンターの方からですね、近隣町村連携しないとですね、蘭越町が頑張っても、シカなりですね、そういうものが入ってきたりするということで連携のほう大事だというふうに言われております。ようてい農協ですね、幹事会にですね、近隣町村の課長さんいらっしゃってますので、そこでいろいろそういうような呼びかけみたいなかたちで話はしてるんですけども、今のところですね、それがかたちにはなっていないんですけども、来年度以降ですね、そういう各町村の連携ですね、そういうものを進めていけたらなというふうには考えております。

○議長（熊谷雅幸） 10番永井議員。

○10番（永井浩） 特にですね、連携必要なのはね、アライグマだと思

うんですよ。アライグマの対策が一番大事だと思うんです。そのへんをよく話し合っていたきたい。

それから、やっぱり今、おっしゃってて、ちょっとあれだったんですけど、パトロール代、それから撃った場合の捕獲した場合のいくらっていうのはあるんですけども、僕が求めてるっていうか、言いたいののはやっぱり彼らは結構使命感を持ってやってるっていうことをもうちょっと理解してもらいたい。それ、それには弾代入ってますよって言うけど、彼らはその技術を維持するためにどれだけ一生懸命自腹でね、やってるかっていうことをもうちょっと理解してあげてほしいなって思うのと、例えば、消防団員の場合、年報酬ってあるんですね。大体団員で2万いくらか、分団長で4万円ぐらいとか、そういうふうに例えば登録してくれた人に、例えば年度で報酬をですね、僅かかもしれないですけども、消防団員もボランティア活動として地域を守るって頑張ってるから、国から来るお金ですけども、年間、団員で2万いくらか、班長で3万円ぐらいとかってそういう支給額があるんですけども、そういうのをですね、少しでも面倒みてやることはできないか、もしくは今やっていますよっていうのか、ちょっとそのへんお願いします。

○議長（熊谷雅幸） 金町長。

○町長（金秀行） 永井議員の御質問にお答えします。

鳥獣被害対策については、すいません。ちょっと声がちょっと枯れてるんで、聞きづらいかもしれませんが、鳥獣対策についてはやはり猟友会の方がその連携をとらないと、やはりこれは駆除していくっていうのは非常に難しいことだというふうに考えてます。

アライグマは委託はしていますが、町民の皆さんに箱わなを設置してその捕らえたものを委託業者が回収しながらやってる。ただ、ヒグマとシカについては猟友会の方々がきちっと駆除してくれる。これが大切です。

ですから、先ほど言った、議員が言った羊蹄山ろくの議員の中で、広域連携をとるべきだっていう話が出てました。それは羊蹄山ろくも町村会っていう町村の会ありますから、その中でいつも議員会と町村の首長会の中の連携をとりながらですね、研修会やったりとか、そんなようなこともありますので、そのへんのところは私も首長の立場としてですね、きちっとこういう話があって、連携をとって、今後やっていくことがど

ういうことができるのか、そういうようなことは話してみたいなというふうに思っております。

それと併せて、猟友会のハンターの方々の身分保障がどうなのかっていう部分が御意見として出されました。これについては、今すぐこうするってことは言えませんが、やはり今、国のほうでもですね、相当、鳥獣被害に対しては力を入れたいってというようなことも聞いております。

ですから、今回の春クマの駆除に対してもいろいろ振興局のほうからどうだろうかとか、そんな情報も来ておりますので、そういうものも含めてですね、今、議員がおっしゃったことは非常に大事なことだなというふうに認識しておりますので、そこは内部でちょっと十分検討してどこまでできるのか、そういうことをですね、猟友会の方々と連携をとって、蘭越は蘭越としてですね、駆除の対策を講じる。これは非常に大事なことだと思いますので、それに伴う身分保障、これは十分検討したいなというふうに思っております。

以上です。

○議長（熊谷雅幸） よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

9番柳谷議員。

○9番（柳谷要） 1点だけ、私、ただいまの質問に関連したことで伺いたいと思います。町長に伺います。

有害鳥獣の駆除に関する一義的な責任はどこにあるのかっていうことをまず伺いたいと思います。

私の考えでは、これは都道府県の仕事だというのがまず第一に、災害にするかどうかの問題もあろうかと思うんですが、第一ですね。町村で様々な苦勞をして予算措置を単費でもってやるのは結構けども、都道府県の責任というのは、道の責任というのをですね、やはりきちっと見据えた上で予算措置を道に上げるとか、様々な中で駆除の技術的な水準も上げていくっていう努力を、そういう連携のもとに構築していくというのが非常に大事ではないかと思いますが、そのへんのところを伺いたいと思います。

○議長（熊谷雅幸） 金町長。

○町長（金秀行） 柳谷議員の御質問にお答えします。

どこにあるかっていう部分からいくと、私は蘭越町の部分の中で町民の方々が生活をしていく、そういう中で様々な障害がある、そのことがいかに役場としてできるのか、その部分できちっとやっていくことが大切だっていうのがまず1点です。

その中で、鳥獣対策については、農業被害については、国でいけば農水省なんです。農業被害の鳥獣対策の駆除をするというのは農水省です。鳥獣の生態とかそういうものに関しては、環境省なんです。それで私はいつも北海道のほうにも言ってるんですが、その被害はこっちで生態はこっちだっていう部分ありますが、困ってるのは現場の中なんですよね。ですから、そのことをきちっと対応をとれるような対策を是非とってほしいっていうのは、お話はさせていただいております。

いろんな私も農業関係の団体の役職というか、そういうものも仰せつかっておりますので、そういう中で鳥獣対策については、特に力を入れていかなければならないという考え方からですね、今、議員がおっしゃった、やはり道、国に対して被害を受けてる、それがこっちだこっちだではなくて、やっぱり全体的にどこが困ってるんだ、それをどう対策を取るんだっていうことを強く今後もですね、要請していきたいという考え方でおりますので、御理解を願いたいと思います。

以上です。

○議長（熊谷雅幸） 9番柳谷議員。

○9番（柳谷要） 町長の認識共有できると思います。

例えば、家畜であればですね、家畜衛生保健所っていうのが倶知安にもございます。鳥インフルが流行すれば、牛の病気にしても、それぞれ連携機関と一緒に防疫に携わるということがやられるわけでございますが、有害鳥獣に対しては、敷かれたレールはあっても機能していないというのが、私は強く感じるんですよね。それは継ぎはぎだらけの減少対策と言いますかね、被害が出たから大変だっていうような、町村はしっかり頑張っとうとやろうと思うんですけども、道の予算措置というのは、これはどのようにやっぱりされているか。例えば、1頭駆除するのに解剖も含めてどのぐらい費用がかかるのかですね、これをきちんと道に要請して、

相談して予算措置をしてもらうっていうことをやっているのかどうかです。私はやっぱりそのへんのところをきちっとやらなきゃならないと。

それからシカについてもですね、確かに増えているのは感覚的にはわかるんですよ。しかし、これはかつてはこの後志ではそんなにシカなんていうのはいなかったんですよ。洞爺湖から来たとかいろんな話がありますけども、雪が少なくなった状況の中で越冬する者がいるという最近の状況なんか繁殖増に繋がってるんじゃないかっていう、そういうものの本も読んだことありますけども、やはり生態をきちっとわかった上でやっていくと。

それから、アライグマなどについてはですね、やはりどうしても手作業が必要になると。箱わなで捕らえるということで、私は電話1本かければ町の担当者に連絡すれば来て、その駆除して、そして持ってってくれるっていうのは、これは素晴らしい行政の力だと思うんですよ。ただシカについてはね、なかなかこれは難物です。クマは言うに及ばずですけども、そういう情報をいろんな角度から町民に提供するという、そういう作業がもっともっと必要でないかというふうに思っております。

改めて答弁いただければと思います。

○議長（熊谷雅幸） 金町長。

○町長（金秀行） 前段のクマの駆除に対する費用を道のほうにいろいろ請求したりとか、そういう懇談があるかっていう御質問ですが、そこまでは今、担当のほうに確認しましたが、そこまでは上げてないという状況です。ただ、駆除数とか、そういうかかっている費用とか、そういうものに関してはいろいろ国のほうに上げつつですね、今は有害鳥獣に対しては、特別交付税である程度、措置をされてるという部分もございます。ただ議員おっしゃってるとおり、町村がこれだけ大変なんだっていう、そういう声をですね、やはりきちっと上げて、その中で北海道、国がきちっと対応を取っていただく、これは私は重要なことだなんていうふうに思ってます。

ですから、先ほど永井議員がおっしゃった一町村だけじゃなく、広域でももっといろんなことをできて、その地域からですね、有害鳥獣というものが減少させていく、そういう方法を町村、いろんな連携をとりながら、それを声を上げて、それが国、道のほうである程度、支援してくれ

たりとかですね、協力していただける、そんなことを是非、これはなかなか声を上げないと上に繋がっていかないという部分がありますので、特に、今年、蘭越において、クマの被害を大きな被害がありませんでしたが、やはりシカとかですね、アライグマについてはどんどん増えていております。まして、北海道全体の中でもクマは増えている。これは間違いありませんので、そういう声をまずどういうところをやっていただくかも含めて、道や国のほう、いろんな機会を通してですね、お話をしながら進めていきたいというふうに考えております。

ただ、何をどうするかという部分は内部で十分検討しながら行ってまいります。それと併せて、町民にもう少しいろんな情報提供が必要だという御意見もいただきましたので、あのクマとかシカの情報ができるのか、今、ふれあい通信とかテレビを活用としたいような情報提供もありますので、そのへんはちょっと内部で検討しながらですね、なるべく町民の方々が、特にクマの部分についてはですね、夜、なかなか出歩く部分が減ったとかですね、そんなような声も聞こえてきます。ですから、町民の方々が安全に生活していく部分の中でも少しでもそんな情報が提供できればというふうには考えておりますので、内部で検討しながら進めてまいりたいと思います。よろしくお願いしたいと思います  
以上です。

○議長（熊谷雅幸） よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第7号令和7年度蘭越町一般会計補正予算を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

昼食のため、休憩いたします。

再開は、13時といたします。

---

○議長（熊谷雅幸） 再開いたします。

---

○議長（熊谷雅幸） 日程第8、議案第8号令和7年度蘭越町地域振興事業特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

水上商工労働観光課長。

○商工労働観光課長（水上昭広） ただいま上程されました、議案第8号令和7年度蘭越町地域振興事業特別会計補正予算第1号について御説明いたします。

現在、この会計の歳入歳出予算の総額は9,571万5,000円でございます。この総額に57万1,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9,628万6,000円とするものでございます。

また、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものでございます。

なお、今回の補正予算は、人事院勧告に伴う会計年度任用職員の給料改正や期末手当などの補正を行うものですが、給与費明細につきましては、この補正予算の最後に添付しておりますので、給与費関連の1節から3節につきましては説明を省略し、各項目の補正額のみ説明とさせていただきます。

それでは、事項別明細書の歳出から御説明申し上げます。6ページを御覧願います。

2款事業費 1項事業費 1目売店事業費、補正額57万1,000円。1、3は説明を省略させていただきます。

続いて、歳入について御説明いたします。5ページを御覧願います。

3款繰越金 1項繰越金 1目繰越金、補正額57万1,000円。

1 繰越金 57万1,000円の追加。前年度繰越金です。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（熊谷雅幸） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第8号令和7年度蘭越町地域振興事業特別会計補正予算を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（熊谷雅幸） 日程第9、議案第9号令和7年度蘭越町国民健康保険特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

福原住民福祉課長。

○住民福祉課長（福原明美） ただいま上程されました、議案第9号令和7年度蘭越町国民健康保険特別会計補正予算第2号につきまして、御説明申し上げます。

この会計の現在の予算の総額は、2億3,174万5,000円で、この総額に312万7,000円を追加し、予算の総額を2億3,487万2,000円とするものでございます。

また、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並び

に補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものでございます。

なお、給与費の明細につきましては、補正予算書の最後に添付しております給与明細書のとおりでございますので、2給料、3職員手当等、4共済費につきましては説明を省略させていただきます。

それでは、事項別明細書の歳出から御説明申し上げます。6ページを御覧願います。

1款総務費 1項総務管理費 1目一般管理費、補正額226万円。特定財源の国道支出金34万1,000円は、国庫補助金で、子ども・子育て支援金制度システム改修事業に係る国庫補助金、その他191万9,000円は一般会計繰入金です。職員の給与の改定による、人件費の補正のため、2、3、4は説明を省略させていただきます。7ページに入ります。18負担金補助及び交付金76万6,000円。負担金で76万6,000円の追加は、北海道自治体情報システム協議会負担金で子ども・子育て支援金制度などに対応するためのシステム改修経費です。

1款総務費 2項徴税费 1目賦課徴収費、補正額86万7,000円。特定財源のその他86万7,000円は、一般会計繰入金です。こちらにつきましても、人件費の補正のため、説明は省略させていただきます。

次に、歳入について御説明いたします。5ページにお戻りください。

3款国庫支出金、4款繰入金については、歳出で説明いたしましたので、説明を省略させていただきます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（熊谷雅幸） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

7番難波議員。

○7番（難波修二） 7番です。

この新しい制度なんですけども、令和8年度から全世帯で子育て世代を支えるということで、こういう新しい制度になるという、そういうことのようにございます。それで、町で関わる部分は、国保の会計の部分でそういう制度に対応するために、こういう補正をしていくという、そう

いう必要があるということで、今回、載ってると思うんです。国保の医療保険料に上乘せをして、子育て世帯に対する支援のそういうものが、いわゆるその保険加入者に徴収されるという、そういうことですよ。

それで、18歳以下の子どもがいる世帯については、均等割が10割軽減されると、こういうことになっているようであります。その実態が案外知られていないんじゃないかというふうに、実は思っております。国保だけじゃなくて、その他の保険についてもきっと同様にやるということだと思っておりますよ。国保だけのことではないんですけども、これは本来その国がやるべき国民に対するといたしますかね、該当する方に対するそういう周知についてもっとやっぱりするべきでないかなというふうに考えているんですよ。国保に関わる部分では町でそういう制度改正がありますよと、知ってますかと、こういうふうになりますよっていうことを、もう少しやっぱり丁寧に説明をしてあげるべきではないかなというふうに感じるんですけども、そのあたりについての担当としての考え方をちょっとお伺いしたいなというふうに思います。

○議長（熊谷雅幸） 福原住民福祉課長。

○住民福祉課長（福原明美） ただいまの難波議員の御質問にお答えさせていただきます。

難波議員のおっしゃること最もだと。はい。認識しております。

昨日ですね、国保税審議会を開催いたしまして、その中で委員の皆様には制度改正、ということですよということで説明をいたしまして、その中で御意見を承った中で、この後、町のほうに、その審議会からの答申ということで町のほうにしていくんですけども、その中でそれを踏まえてですね、今後ちょっとおっしゃるとおり、少し後手にはなってるんですけども、この後、周知を進めていくようにチラシ、または広報ですとか、いろいろな媒体を使用しながら周知してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（熊谷雅幸） 7番難波議員。

○7番（難波修二） 是非、よろしくお伺いしたいと思っております。

国保については、毎年必ず限度額が上がりますよってというお知らせばかりしてるわけですよ。

ですから、こういう大きな制度改正で、国保だけではないんですけども、やっぱりこういう新しい社会全体で子育てをする人たちに支援してくだってというふうに変わっていきますよという、そのことによって、国保の内容についてもこういうふうに変わりますということは、是非、お知らせについて、もう少し力を入れてほしいなというふうに思っていますのでよろしくお願いいたします。

答弁は結構です。

○議長（熊谷雅幸） よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第9号令和7年度蘭越町国民健康保険特別会計補正予算を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（熊谷雅幸） 日程第10、議案第10号令和7年度蘭越町後期高齢者医療特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

福原住民福祉課長。

○住民福祉課長（福原明美） ただいま上程されました、議案第10号

令和7年度蘭越町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号につきまして、御説明申し上げます。

この会計の現在の予算の総額は1億14万6,000円で、この総額に33万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ1億47万6,000円とするものです。

また、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものでございます。

それでは、事項別明細書の歳出から御説明いたします。6ページを御覧ください。

1款総務費 1項総務管理費 1目一般管理費、補正額33万円。特定財源の国道支出金33万円は、国庫補助金で、子ども・子育て支援金制度システム改修事業に係る国庫補助金です。18負担金補助及び交付金33万円。負担金33万円の追加は、北海道自治体情報システム協議会負担金で子ども・子育て支援金制度に対応するためのシステム改修経費です。

次に、歳入について御説明申し上げます。5ページにお戻りください。

3款繰入金は、歳出で御説明いたしましたので省略させていただきます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

○議長（熊谷雅幸） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第10号令和7年度蘭越町後期高齢者医療特別会計補

正予算を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

---

○議長(熊谷雅幸) 日程第11、議案第11号令和7年度蘭越町温泉旅館幽泉閣事業特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

水上商工労働観光課長。

○商工労働観光課長(水上昭広) ただいま上程されました、議案第11号令和7年度蘭越町温泉旅館幽泉閣事業特別会計補正予算第2号について御説明いたします。

現在、この会計の歳入歳出予算の総額は3億6,293万2,000円でございます。この総額に13万7,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億6,306万9,000円とするものでございます。

また、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものでございます。

なお、今回の補正予算は人事院勧告に伴う会計年度任用職員を含む職員の給料改正や昇給等による人件費、期末手当などの補正も行うものですが、給与費明細につきましては、この補正予算の最後に添付しておりますので、給与費関連の1節から4節につきましては説明を省略し、各項目の補正額のみ説明とさせていただきます。

それでは、事項別明細書の歳出から御説明申し上げます。6ページを御覧願います。

1款総務費 1項総務管理費 1目一般管理費、補正額751万4,000円の減。2、3、4は説明を省略させていただきます。7ページを御覧願います。

2目財産管理費、補正額127万9,000円。10需用費127万9,000円の追加。修繕料で、経年劣化により客室及びトイレな

どの換気扇に故障が見られたことやジャグジー風呂の送風機に不具合が生じている事から、補正をお願いするものです。

2款事業費 1項営業費 1目営業費、補正額637万2,000円。1、3、4は説明を省略させていただきます。13使用料及び賃借料、補正額53万6,000円。コインロッカー借上料で、館内ロッカーをリースに変更した事により、予算に不足が生じる事から補正をお願いするものです。

続いて、歳入について御説明いたします。5ページを御覧願います。

4款繰越金 1項繰越金 1目繰越金、補正額13万7,000円。1繰越金13万7,000円の追加。前年度繰越金です。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（熊谷雅幸） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第11号令和7年度蘭越町温泉旅館幽泉閣事業特別会計補正予算を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（熊谷雅幸） 日程第12、議案第12号令和7年度蘭越町特産品開発事業特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

水上商工労働観光課長。

○商工労働観光課長（水上昭広） ただいま上程されました、議案第12号令和7年度蘭越町特産品開発事業特別会計補正予算第1号について御説明いたします。

現在、この会計の歳入歳出予算の総額は2,902万3,000円でございます。この総額に65万5,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2,967万8,000円とするものでございます。

また、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものでございます。

なお、今回の補正予算で人事院勧告に伴う会計年度任用職員の給料改正や期末手当などの補正も行うものですが、給与費明細につきましては、この補正予算の最後に添付しておりますので、給与費関連の1節から4節につきましては説明を省略し、各項目の補正額のみ説明とさせていただきます。

それでは、事項別明細書の歳出から御説明申し上げます。6ページを御覧願います。

2款事業費 1項事業費 1目特産品製造開発事業費、補正額65万5,000円。特定財源その他3万8,000円につきましては、社会保険料納付金です。1から4は説明を省略させていただきます。

続いて歳入について御説明いたします。5ページを御覧願います。

4款繰越金 1項繰越金 1目繰越金、補正額61万7,000円。1繰越金61万7,000円の追加。前年度繰越金です。

5款諸収入につきましては、説明を省略させていただきます。

以上で、説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（熊谷雅幸） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第12号令和7年度蘭越町特産品開発事業特別会計補正予算を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

---

○議長(熊谷雅幸) 日程第13、議案第13号令和7年度蘭越町簡易水道事業会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

北山建設課長。

○建設課長(北山誠一) ただいま上程されました、議案第13号令和7年度蘭越町簡易水道事業会計補正予算第1号につきまして、御説明いたします。

第2条は、令和7年度蘭越町簡易水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を補正するもので、収入では第1款簡易水道事業収益 第2項営業外収益、既決予定額9,779万4,000円に今回の補正予定額34万9,000円を追加し、9,814万3,000円とし、簡易水道事業収益の合計を1億8,690万4,000円に改めるものです。

次に、支出でございます。

第1款簡易水道事業費用 第1項営業費用、既決予定額1億7,681万5,000円に今回の補正予定額34万9,000円を追加し、1億7,716万4,000円とし、簡易水道事業費用の合計を1億8,034万3,000円に改めるものです。

第3条は、予算第8条で定めました議会の議決を経なければ流用でき

ない経費についてですが、職員給与費、既決予定額1,339万8,000円に34万9,000円を追加し、1,374万7,000円に改めるのです。

第4条は、予算第9条に定めました一般会計から補助を受ける金額5,965万9,000円に34万9,000円を追加し、6,000万8,000円に改めるものです。

今回の補正は、人事院勧告に伴う会計年度任用職員を含む職員の給与改定による人件費の補正となります。議案の3ページから5ページに給与費明細書を添付しておりますので、給与費関連の節の説明は省略させていただきます。

それでは、補正予算明細書で説明いたします。6ページを御覧願います。

収益的収入及び支出について御説明します。

収入です。

1款簡易水道事業収益 2項営業外収益 2目他会計補助金、補正予定額34万9,000円。1節他会計補助金34万9,000円の追加をお願いするものです。

次に支出です。

1款簡易水道事業費用 1項営業費用 2目総係費、補正予定額34万9,000円。1節、2節、5節、28節については説明を省略させていただきます。

なお、2ページの実施計画については、ただいま補正予算明細書で説明いたしましたので省略させていただきます。

キャッシュ・フロー計算書及び貸借対照表については、前回、添付している内容と変更がないことから添付しておりませんので、御了承願います。

以上で説明を終わります。よろしく御審議くださるようお願い申し上げます。

○議長（熊谷雅幸） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第13号令和7年度蘭越町簡易水道事業会計補正予算を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

---

○議長(熊谷雅幸) 日程第14、議案第14号令和7年度蘭越町農業集落排水事業会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

北山建設課長。

○建設課長(北山誠一) ただいま上程されました、議案第14号令和7年度蘭越町農業集落排水事業会計補正予算第2号につきまして、御説明いたします。

第2条は令和7年度蘭越町農業集落排水事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を補正するもので、収入では第1款農業集落排水事業収益 第2項営業外収益、既決予定額2億334万6,000円に今回の補正予定額24万9,000円を追加し、2億359万5,000円とし、農業集落排水事業収益の合計を2億3,721万2,000円に改めるものです。

次に、支出でございます。

第1款農業集落排水事業費用 第1項営業費用、既決予定額2億2,746万6,000円に今回の補正予定額24万7,000円を追加し、2億2,771万3,000円とし、農業集落排水事業費用の合計を2億3,322万1,000円に改めるものです。

第3条は予算第4条で定めた資本的支出の予定額を補正するもの

で、第1款資本的支出 第4項投資その他資産、既決予定額1,000円に今回の補正予定額2,000円を追加し、3,000円とし、資本的支出の合計を7,132万2,000円に改めるものです。

なお、第3条の条文中に記載しておりますとおり予算第4条中、資本的支出に対する資本的収入の不足額4,132万円を4,132万2,000円に改め、補填財源として記載している過年度分損益勘定留保資金836万5,000円を0円に、当年度損益勘定留保資金3,295万5,000円を3,730万5,000円に、また、繰越利益剰余金処分額401万7,000円をそれぞれ資本的収入の不足額に充当するものです。

第4条は予算第9条で定めました議会の議決を経なければ流用できない経費についてですが、職員給与費、既決予定額698万2,000円に24万7,000円を追加し、722万9,000円に改めるのです。

第5条は、予算第10条に定めました一般会計から補助を受ける金額1億3,031万4,000円に24万8,000円を追加し、1億3,056万2,000円に改めるものです。

今回の補正予算で、人事院勧告に伴う職員の給料改定及び人事異動による人件費の補正も行っております。給与費明細書につきましては、議案の5ページ、6ページに添付しておりますので給与費関連の節は説明を省略させていただきます。

それでは、補正予算明細書で御説明申し上げます。8ページを御覧願います。

収益的収入及び支出について、御説明申し上げます。

収入です。

1款農業集落排水事業収益 2項営業外収益 1目受取利息及び配当金、補正予定額1,000円。1節基金利息1,000円。農業集落排水事業償還基金利息です。

2目他会計補助金、補正予定額24万8,000円。1節他会計補助金24万8,000円の追加をお願いするものです。

次に支出です。

1款農業集落排水事業費用 1項営業費用 2目総係費、補正予定額24万7,000円。1節、2節、5節については説明を省略させていただきます。

次に、資本的収入及び支出について御説明申し上げます。

支出です。

1 款資本的支出 4 項投資その他資産 1 目基金、補正予定額 2, 000 円。1 節基金 2, 000 円。農業集落排水事業償還基金積立金です。

なお、2 ページ及び 3 ページの実施計画については、ただいま補正予算明細書で説明いたしましたので省略させていただきます。

また、4 ページにキャッシュフロー計算書、7 ページに貸借対照表を添付させていただいております。後ほど御覧いただきますようお願い申し上げます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（熊谷雅幸） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第 14 号令和 7 年度蘭越町農業集落排水事業会計補正予算を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第 14 号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（熊谷雅幸） 日程第 15、報告第 1 号例月出納検査報告について代表監査委員から報告がありましたので、その写しをお手元に配付しておりますので、御了承願います。

---

○議長（熊谷雅幸） 日程第 16、承認第 1 号閉会中の継続調査申

出を議題といたします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定により、本会議の会期日程等議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りいたします。

議会運営委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

よって、委員長からの申出のとおり、調査終了まで閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

---

○議長(熊谷雅幸) 以上をもって、本定例会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

これにて、令和7年第4回蘭越町議会定例会を閉会いたします。

午後 1時31分 閉会